市・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(あて先)八戸市長	申請者	住所又は所在地	〒		特別徴収義務者指定番号		
		氏名又は名称			担当者	係	
						氏名	
令和　年　月　日提出		法人番号		※法人の場合のみ記入		電話	

地方税法第321条の5の2、八戸市市税条例第27条の8の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	令和　年　月分以後の特別徴収税額							
申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の総人員及び各月の支払総金額 常時→常時雇用者 臨時→臨時雇用者	年　月	常時	人	円	年　月	常時	人	円
		臨時	人	円		臨時	人	円
	年　月	常時	人	円	年　月	常時	人	円
		臨時	人	円		臨時	人	円
	年　月	常時	人	円	年　月	常時	人	円
		臨時	人	円		臨時	人	円
現に市税等の滞納又は著しい納付若しくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由								
申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認の取消通知を受けたことの有無及びその年月日	有　・　無			取消通知年月日	年　月　日			

≪特例による納期≫

(1)6月から11月までの月割額 ・・・・・・・・・・・・・ 納期限　12月10日まで

(2)12月から翌年5月までの月割額 ・・・・・・・・・ 納期限　翌年6月10日まで　　(納期が土曜日・日曜日・祝休日の場合は、翌開庁日が納期限となります。)

≪注意事項≫

◎従業員が常時10人未満の事業所が特例の対象です。特例の適用を受けようとする月の20日までに申請が必要です。

◎納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払いを受ける者が常時10人未満でなくなった時は、その旨を遅延なく市長に届けなければなりません。

◎特別徴収義務者が個人事業主の場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。